

第7章 水環境学習・情報発信

I 水環境学習

1 概要

国では、6月5日は「環境の日」、6月の1ヶ月間を「環境月間」と定めている。本市では、この期間にあわせて、「水辺に親しむ親子教室」などさまざまな行事を実施している。平成3年に策定された川崎市環境基本条例では、基本的施策のひとつとして環境教育の推進を位置付け、また、平成6年に策定された川崎市環境基本計画では、環境教育推進の基本的施策として、①環境教育基本方針の策定と推進、②環境教育推進体制の整備、③市民及び事業者の取り組みへの支援をあげている。これらを受けて、平成7年に、環境教育・学習事業推進のガイドラインとして、「川崎市環境教育・学習基本方針」を策定した。

平成17年度は、「水生昆虫ふれあい教室」を開催したほか、「夏休み多摩川教室」を関係機関と共に開催した。

2 背景

昭和45年、アメリカで「環境教育法」が立法化されたのを契機に環境教育が世界的に注目されるようになった。この環境教育法では、「環境教育とは、人間を取り巻く自然及び人為的環境と、人間との関係を取り上げ、人口、汚染、資源の配分と枯渇、自然保護、都市や地方の開発計画が、人間環境に対してどのような関わりを持つかを理解させるプロセスである。市民の中に我々の生存を確かなものにし、生活の質を向上させるには、環境の重要性を認識し、責任ある行動をする必要があるという考えを広めていくことをめざす教育である。」と規定している。

わが国においては、昭和30～40年代の高度成長に伴って起きた産業公害を契機として環境教育の必要性が認識され、近年、生活環境問題や地球環境問題が深刻化する中で再認識されてきた。環境省は「環境学習のための人づくり・場づくり」の中で環境教育の目的を「人間と環境の関わりを明らかにし、さらに人間の恒久的生存のために現在の環境状態を調査し、評価・判断しながら人間と環境の関わりの変化を予測し、どう行動したらよいかを学ぶことである。」としている。平成5年に制定された環境基本法（平成11年7月16日改正）の中に、環境教育・学習の推進が謳われている。

3 事業内容

(1) 水生昆虫ふれあい教室

「環境月間」の行事と位置づけ、小学生及びその保護者を対象に、プールに生息するヤゴの救出、観察・飼育をとおして、水環境の啓発を図る目的で、平成18年6月7日に、平間児童公園プールにおいて開催した。

参加者は近隣の小学校の生徒や幼稚園児、保護者併せて285名にのぼり、子供たちはプールに入り、ギンヤンマ、シオカラトンボやアカネのヤゴを救出した後、飼育方法を教わった。

(2) 夏休み「多摩川教室」

小・中・高校生等を対象に、多摩川の水生物や河口・干潟の生きものの観察等をとおして、多摩川の河川環境に興味を持ってもらい、夏休みの自由研究などに利用してもらう

ために開催した。本市をはじめ、東京都、神奈川県、世田谷区、大田区、国土交通省京浜河川事務所及び多摩川流域協議会の主催によるものであり、本市は「川の中の生きもの」、「多摩川の魚の話とお魚なんでも相談」、「多摩川の草と友だちになろう」、「いろいろごろごろ多摩川の石」、「タッチプール魚とあそぼう」及び「紙芝居と魚のビデオ」の6コーナーを担当した。2日間の開催予定でしたが、台風の影響により1日の開催となりました。

ア 開催年月日：平成18年7月25日(火)～26日(水)、10時～15時

イ 開催場所：高津区二子地先(多摩川河川敷)

ウ 来場者：900名

エ 開催内容

(ア) 川の中の生きものコーナー（公害研究所、公害部環境対策課、建設局土木建設部河川課）

底生生物の採取及び観察、パンフレットの配布及び缶バッチの作成。

(イ) 多摩川の魚の話とお魚なんでも相談（川崎河川漁業協同組合、緑政部多摩川施策推進担当）

魚についての相談、投網の体験実習及び漁具の展示・説明、多摩川水辺の異動水族館。

(ウ) 多摩川の草と友だちになろう（NPO法人多摩川エコミュージアム、緑政部多摩川施策推進担当）

多摩川河川敷周辺の雑草調査、ミニ図鑑の配布、シュロの葉細工。

(エ) いろいろごろごろ多摩川の石（NPO法人多摩川エコミュージアム、緑政部多摩川施策推進担当）

多摩川の石の展示、河川敷で採取した石の観察体験。

(エ) タッチプール魚と遊ぼう（NPO法人多摩川エコミュージアム、緑政部多摩川施策推進担当）

多摩川で採取した魚をプールに放し、観察、触れ合い体験。

(オ) 多摩川の源流と河口をつなごう（NPO法人多摩川エコミュージアム、緑政部多摩川施策推進担当）

多摩川の源流と河口の殿町干潟の特徴的な場所やそこでの保全活動、写真やパネル展示。

(カ) エコ紙芝居（NPO法人多摩川エコミュージアム、緑政部多摩川施策推進担当）

紙芝居を通じて、身近な環境問題についてわかりやすく解説。



水生昆虫ふれあい教室



夏休み「多摩川教室」

II 情報発信

1 概要

河川・海域・地下水等の水質測定結果、調査研究結果、関係法令・条例の制定、改正などの情報を「環境情報」、「水質年報」、「公害研究所年報」、「環境局事業概要（公害編）」により公表している。

また、インターネットのホームページに「水環境情報」、「土壌汚染対策」、「地盤情報」を開設し、河川、海域の水質測定結果や指定区域の指定、市内の標高などの、水質や土壌汚染、地盤沈下関連の情報を掲載している。

2 背景

環境基本条例第18条には「市は、良好な環境の保全及び創造に関する市民の自主的な活動を支援するため、環境に関する情報、技術支援等の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定めている。これは環境問題の解決のためには「市民、事業者と行政が情報の共有を図ることが重要である、との認識に基づくもので、現在、情報の積極的な提供に努めている。

3 事業内容

(1) 環境情報

環境情報は月1回1500部発行され、庁内関係局や図書館、小中学校などへ配布されている。毎月、前月の水質調査結果などの水質関連記事を掲載している。（掲載記事参照）

(2) インターネットホームページ

（ホームページ・アドレス <http://www.city.kawasaki.jp/>）

・水環境情報

川崎港の生物相調査

水質事故を発見したら

水質測定結果

水のよごれの基礎知識

川の生きもの（市内河川の生きもの）、など

・土壌汚染対策

川崎市における土壌汚染対策の推進について

土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定について

条例改正、よくある質問、など

・地盤環境

川崎市の地盤沈下

市内の標高

地下水揚水に関する規制、など

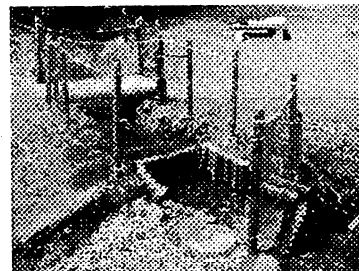
湧水地完成!

高津区市民健康の森（高津区野川）の中に新しい湧水地が完成しました。地下水に親しみを持ってもらうために、高津区役所と高津区市民健康の森を育てる会の協力を得て、掃除や、水路掘り、堰の設置など、苦勞の末完成しました。



この湧水地では、公害研究所がサワガニ、オナシカワゲラ、ブラナリアなどきれいな水にすむ生き物を確認しており、また高津区市民健康の森を育てる会が放流した虫も生息しています。水辺地にある貴重な生態系を保全するためにも湧水地を守っていきましょう。

6月ごろには、虫の舞がこの湧水地で見られる予定です。ぜひ皆さんいらしてください。



問い合わせ 環境局環境対策課 TEL 200-2520 FAX 200-3922

「エコから始める ストップ温暖化」～かわさき 地球環境フォーラム 実施レポート～

2月22日(水)、川崎地下街アゼリアを中心に、「かわさき 地球環境フォーラム」を開催しました。

かわさき地球温暖化対策推進協議会メンバー（市民、事業者、学校、行政）等によって、「自然エネルギー」「省エネルギー」「自動車」「エコライフ」などをテーマとした各種展示がありました。また、太陽光発電によって作り出した電気を使った自然エネルギーコンサートや公開実験、スタンプ・ラリー、小田小学校の児童の皆さんによる発表などが行われ、大いに盛り上がり、みんなで環境について考えることができました。

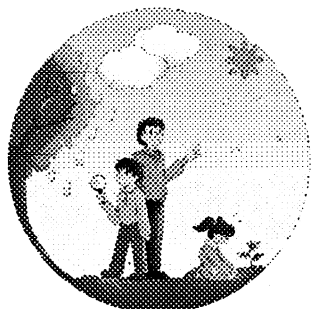
<http://www.city.kawasaki.jp/30/30titan/home/ondanka/kyougikak/foru>

問い合わせ 環境局地球温暖化対策担当 TEL 200-2514 FAX 200-3921



市の環境教育・学習をさらに充実・パワーアップ～「川崎市環境教育・学習基本方針」を改訂しました～

川崎市環境教育・学習基本方針 (改訂版)



平成16年3月
川 崎 市

今年3月、市の環境教育・学習のガイドライン「川崎市環境教育・学習基本方針」（平成7年11月策定）を、環境教育を取り巻く社会状況、国の動向、市民意見等を踏まえ、次のとおり改訂しました。

主な改訂内容は

- 地球温暖化対策、エネルギー問題、ごみ問題などに関する環境教育、幼児環境教育、高校、大学との連携、総合的な学習の時間の活用など、環境教育・学習内容の充実を図ります。
- 基本方針の進行管理を図るため、実施計画を毎年策定し公表するとともに、事業の点検・評価を行います。

詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kantyo/home/gakusyuu/top.htm>

問い合わせ 環境局環境調整課 TEL 200-2387 FAX 200-3921

6月は「環境月間」です

毎年、6月5日の「環境の日」を中心とする6月の1か月は「環境月間」となっています。全国で環境保全活動の普及・啓発に関する各種行事が実施されます。

平成18年度川崎市「環境の日」及び「環境月間」行事一覧

行事名	内容	主催	場所	開催日	名称	お問い合わせ電話番号
第36回 環境・公害研究会発表 大会	川崎市公害研究所、神奈川県環境科学センター、横浜市環境科学研究所の職員が、市民向けに、日ごろの研究成果についてわかりやすく発表を行います。	神奈川県 横浜市 環境・公害研究 機関協議会	横浜市教育文化センター	6月5日(月)	川崎市 公害研究所	355-5811
平成18年度川崎市 環境功労者表彰式	地球環境の向上等に顕著な功績のあった個人または団体を表彰する式典を開催します。	川崎市	いさご会館	6月2日(金)	環境局 庶務課	200-2362
かわさき水道フェア	市民が水道に対する理解と関心を高めていただくため体験型イベントを実施します。	川崎市	さざめまふれ あい広場	6月3日(土)	水道局 庶務課	200-3097
公園緑地の美化活動	公園の清掃・除草を公園緑地管理会の協力により行います。	川崎市	市内公園緑地	6月4日(日) 雨天の場合 6月11日(日) に延期	環境局 公園管理課 各公園事務所	200-2394
街路樹等の美化活動	街路樹等の清掃・除草を街路樹管理会の協力により行います。	川崎市	市内全域	6月4日(日) 雨天の場合 6月11日(日) に延期	同上	200-2394
多摩川美化活動	青少年を中心とした市民参加によるよなづくりの一場止として多摩川河川敷の美化活動を実施します。	川崎市、川崎市 美化運動実施 本部	多摩川の川崎 市側の河川敷	6月4日(日) 雨天の場合 6月11日(日) に延期	市環境 地域生活課	200-2284
水生昆虫ふれあい教室	小学生が市民プールに生息するヤゴの採出体験等を通して、水環境について学習します。	川崎市	平岡公園 児童プール	6月7日(水) 雨天の場合 中止	環境局 環境対策課	200-2520
オープンラボ2006	市民が環境に関心をもち、知識を深めていただくために、川の中の生きものや水質調査に関する環境セミナーと実験の公開講座を開催します。	川崎市	川崎市 公害研究所	6月24日(土)	川崎市 公害研究所	355-5811
公害防止施設検査動	公害防止施設の検査員、従業員研修、指導などの工場事業場における公害防止のための検査員検査動を実施します。	川崎市	市内工場 事業場	6月中	環境局 企画指導課	200-2398

湧水地整備第2段完成!

地下水に親しみを持っていただくため、生田緑地内岡本太郎記念館横に湧き出る湧水を、親しみの持ちやすい場所として整備しました。この整備は第1段の「高津区市民健康の森湧水地整備」に次いで第2段目の整備にあたります。この湧水には、サワガニ等のきれいな水にすむ生物が生息しています。水辺地にある貴重な生態系を保全するためにも湧水地を守っていきましょう。



(湧水源)



(案内板)

問い合わせ 環境局環境対策課 TEL200-2522 FAX200-3922

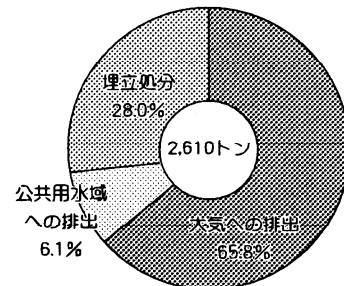
川崎市には化学物質がどのくらい出ているのだろうか?

市では、PRTR法に基づき、市内における平成16年度の化学物質の排出量・移動量を集計しました。主な結果は、次のとおりです。

- 届出事業所数は、243事業所でした。
- 届出のあった事業所から環境へ排出された化学物質の量は2,610トンで、全国の1%、全県の22%を占めていました。
- 平成13年度実績との比較では、排出量は18%減少していました。法対象354物質のうち、市内では129物質について届出がありました。このうち、排出量上位10物質は下表のとおりです。この10物質の排出量の合計は、全129物質のその79%でした。また、排出先の割合は右図のとおりです。

市は今後も、PRTRデータの活用などにより、事業者による自主管理や市民による理解を促進するため、化学物質対策を積極的に進めてゆきます。

PRTRデータの集計結果の詳細は、ホームページをご覧ください。
<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kagaku/home/kagaku/prtrdata/index.htm>



届出物質の排出先
(平成16年度実績)

PRTRとは

Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度) の略。人や生態系に有害であるおそれのある化学物質が事業所、家庭、自動車などの発生源からどのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表する仕組みのことをいいます。

順位	物質名	排出量 (トン)	物質名
1	キシレン	499	ガソリン・灯油成分、塗料溶剤
2	マンガン及びその化合物	388	特殊鋼
3	トルエン	372	ガソリン成分、塗料溶剤、接着剤溶剤
4	クロム及び3価クロム化合物	280	ステンレス鋼、顔料
5	塩化メチル	199	フチルゴム
6	1,3-ブタジエン	85	重合原料 (合成ゴム等)
7	エチルベンゼン	73	溶剤、ガソリン成分
8	ニッケル化合物	71	顔料、めっき、電池
9	ひつ化水素及びその水溶性塩	52	合成原料、エッチング剤
10	塩化メチレン	52	洗浄剤、溶剤

問い合わせ 環境局化学物質対策課 TEL200-2532 FAX200-3922

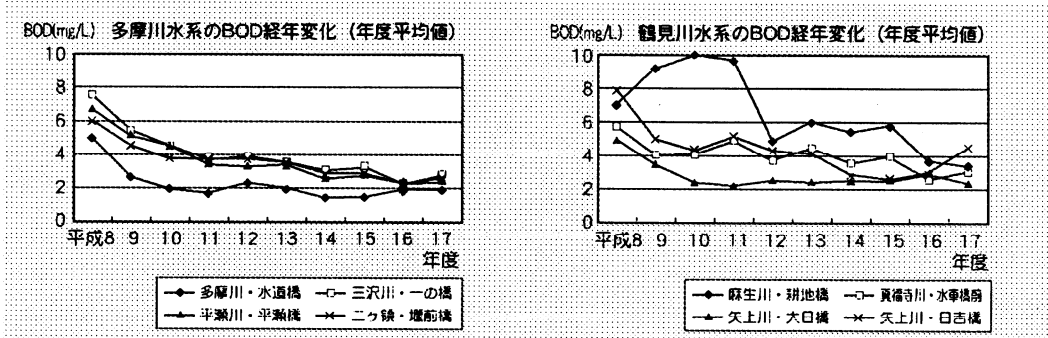
平成17年度公共用水域水質汚濁状況

市では、「神奈川県公共用水域水質測定計画」及び「川崎市河川水質管理計画」に基づき定期水質調査や生物調査を実施しています。また、水質事故の把握に努めています。その概要は次のとおりです。

1 公共用水域水質調査結果

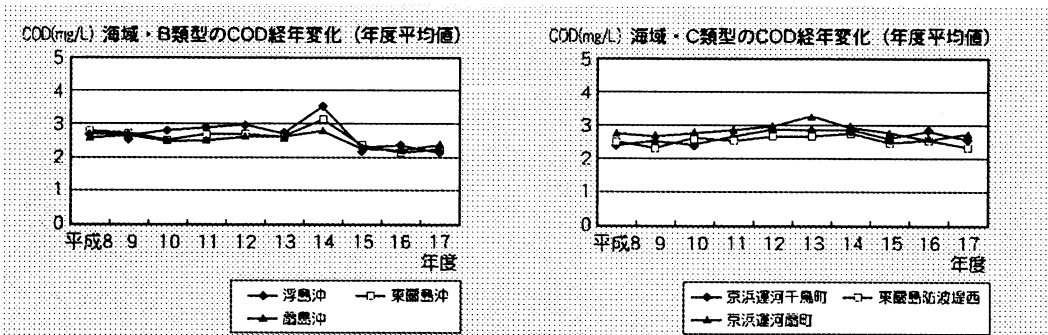
●河川の水質

代表的な指標BOD（生物化学的酸素要求量）の年度平均値で見ると、多摩川水系の市内河川（評価地点）では1.5～2.7mg/L、鶴見川水系では1.5～3.2mg/Lとなっており、下水道の整備に伴い改善していますが、近年はほぼ横ばいで推移しています。



●海域の水質

代表的な指標COD（化学的酸素要求量）の年度平均値で見ると、本市地先の海域では2.1～4.2mg/Lとなっており横ばいで推移しています。また、環境基準はすべての地点で適合しています。



2 水質事故発生状況

水質事故は、汚水や廃液等が流出することで魚などたくさん生き物が死に、河川からの取水ができなくなるなど、大きな被害をもたらします。

平成17年度に発生した水質事故は32件で、前年度に比べ11件増加しました。水系別・種類別水質事故発生件数は表のとおりです。

	魚浮上	油浮上	濁水	pH異常	着色水	その他	地下浸透	合計
川崎港	0	12	0	1	0	0	0	13
多摩川水系	0	4	4	0	5	0	0	13
鶴見川水系	0	5	1	0	0	0	0	6
合計	0	21	5	1	5	0	0	32

問い合わせ 環境局環境対策課 TEL200-2520

3 生物調査結果

水質改善により魚類等の種類が増えています。

麻生川ではオイカワ、コイ、ギンブナ、ドジョウ、ナマズが、片平川では県内で絶滅が危惧されているホトケドジョウが、真福寺川ではトウヨシノボリ、ドジョウが、有馬川ではスミキゴリが確認されました。

平成17年度地下水質調査結果

平成17年度に環境局が実施した地下水質調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

● 調査結果概要

地下水質調査は、市内110地点の井戸の地下水について、市民の協力を得て実施しました。

- 110箇所の井戸の水質調査をした結果、86箇所の井戸で調査した項目のすべてが環境基準を達成していました。
- トリクロロエチレン等の揮発性有機化合物（10項目）については、105箇所の井戸で水質調査を実施し、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレンのいずれかの項目が、19箇所の井戸で環境基準を達成していませんでした。また、カドミウム等の有害物質（11項目）については、42箇所の井戸で水質調査を実施し、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が6箇所の井戸で環境基準を達成していませんでした。
- 飲用井戸は、水質調査を行ったすべての項目で環境基準を達成していました。

● 調査結果総括表

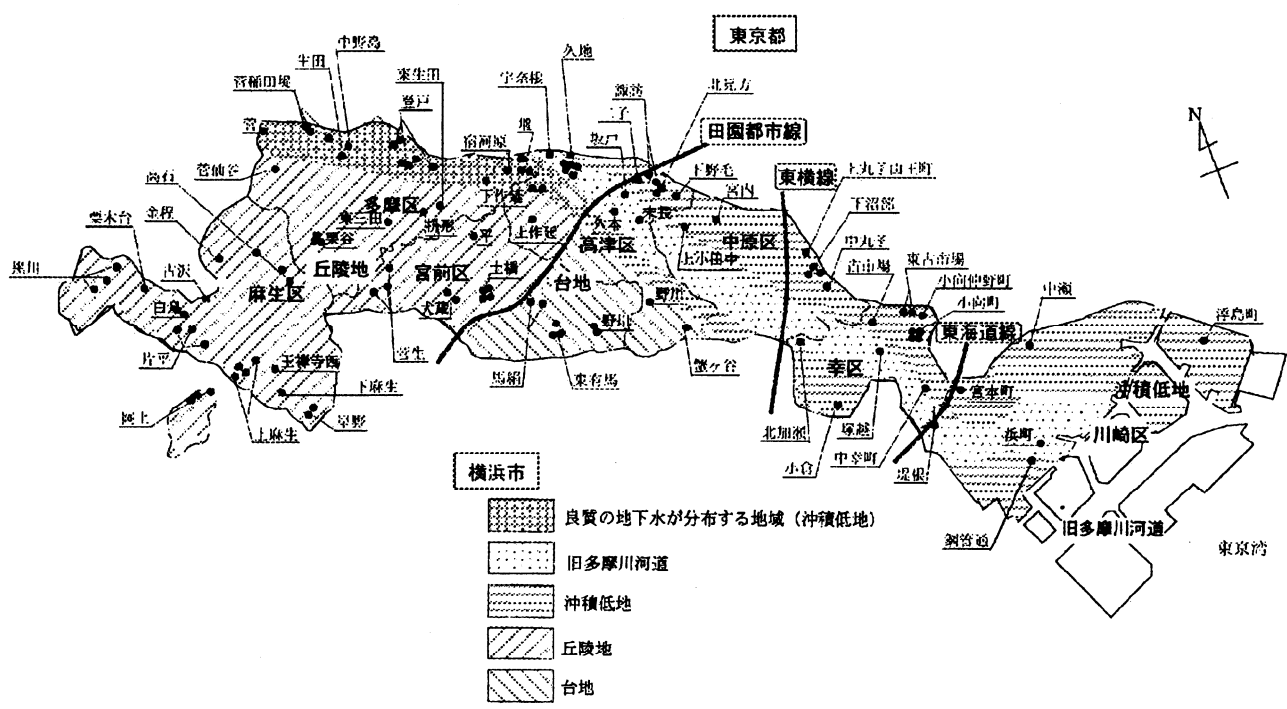
	調査井戸数	環境基準等超過井戸		環境基準等達成井戸	
		井戸数	超過率(%)	井戸数	達成率(%)
調査実数（井戸数）	110	24	21.8	86	78.2
調査項目	揮発性有機化合物	105	19	86	81.9
	カドミウム等の有害物質	42	6	36	85.7
	農薬	34	0	34	100
	フェノール類 ※	34	0	34	100

※ フェノール類については水道基準で評価しています。

環境基準を達成しなかった井戸の所有者については、飲用にあたっては十分注意するようお願いしています。また、汚染原因と考えられる事業者が確認された場合は、浄化対策等の指導を行っています。

● 地下水質調査実施地点

地下水質調査地点図



問い合わせ：環境局環境対策課 TEL 200-2534

平成17年度土壌調査結果

本市では、平成15年2月15日から施行された土壌汚染対策法（以下、「法」という。）及び平成12年12月20日から施行している川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、事業者又は土地所有者に対して、工場等の移転若しくは廃止又は再開等の機会に、土壌調査及び汚染土壌の処理対策について指導しています。

1 土壌調査

平成17年度に法及び条例に基づき、調査対象となった土地は38事例でした。その中で、汚染事例数は20事例となっています。行政区別の内訳は、表1のとおりです。

表1 平成17年度の汚染事例数（行政区別）(単位:事例)

川崎区	幸区	中原区	高津区
10	3	2	3
宮前区	多摩区	麻生区	合計
0	1	1	20

2 汚染土壌の処理対策

土壌調査結果を受けて、平成17年度中に処理対策実施計画書の提出があったものは、25事例でした。その概要は、表2のとおりです。また、処理対策実施計画書の提出があった25事例のうち、18事例は平成17年度中に処理対策が完了し、処理対策実施報告書が提出されております。

表2 処理対策実施計画書提出案件の概要

事例	汚染物質	処理対策	17年度末での状況
1	TCE、Cr ⁶⁺ 、Hg、Pb、F	掘削除去、焼成処理、路盤材等への再資源化処理、覆土処理	処理済
×2	Bz、Pb、As	添加剤を混合し活性炭により吸着処理後埋め戻し、封じ込め処理	処理済
×3	F	掘削除去、セメント原料として再資源化処理	処理済
×4	Cr ⁶⁺	掘削除去、セメント原料として再資源化処理	処理済
5	CCl ₄ 、Pb、As、F	掘削除去、セメント原料として再資源化処理	処理済
×6	Pb	掘削除去、セメント原料として再資源化処理	処理済
7	Pb	掘削除去、管理型最終処分場への埋立処分	処理済
8	F	掘削除去、セメント原料として再資源化処理	処理済
×9	Cr ⁶⁺ 、Hg、Pb、As、F	掘削除去、汚染土壌浄化施設で洗浄処理	継続中
10	Hg、Pb、As、F	掘削除去、溶融処理	処理済
11	CCl ₄ 、PCE、Hg、Pb、As、F、B	掘削除去、セメント原料として再資源化処理、焼成処理	処理済
×12	Hg、Pb、B	掘削除去、汚染土壌浄化施設で洗浄処理	継続中
13	Pb	掘削除去、セメント原料として再資源化処理	処理済
14	Bz	掘削除去、セメント原料として再資源化処理	処理済
15	1,2-DCE、PCE、TCE	掘削除去、汚染土壌浄化施設で薬剤注入後焼却乾燥処理	処理済
16	1,2-DCE、CN、Pb、As、F	掘削除去、セメント原料として再資源化処理、鉄粉攪拌処理	継続中
17	1,2-DCE、PCE、TCE、Cr ⁶⁺ 、Hg、Se、Pb、As、F、B	掘削除去、管理型最終処分場への埋立処分、セメント原料として再資源化処理、焼成処理、鉄粉攪拌処理	継続中
×18	Pb	掘削除去、管理型最終処分場への埋立処分	処理済
19	Pb、As	掘削除去、不溶化処理し、再生砂として再資源化	処理済
20	Pb、As、F	コンクリート舗装	処理済
×21	Hg	封じ込め後、アスファルトにより被覆	継続中
22	1,2-DCE、PCE	掘削除去、加熱、焼却処理	継続中
23	Cr ⁶⁺ 、Pb	掘削除去、管理型最終処分場への埋立処分、セメント原料として再資源化処理	処理済
24	Se、F	掘削除去、セメント原料等として再資源化処理	継続中
×25	1,2-DCE、PCE	ホットソイル工法後、埋め戻し土として再利用	処理済

※・・・平成16年度以前の汚染事例です。

CN:シアノ、Pb:鉛、Cr⁶⁺:六価クロム、As:砒素、Hg:水銀、TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、CCl₄:四塩化炭素、1,2-DCE:ジ-1,2-ジクロロエチレン、Bz:ベンゼン、Se:セレン、B:ぼう素、F:フッ素

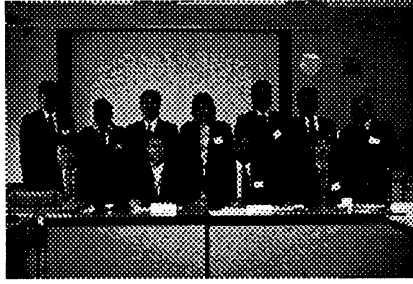
なお、詳細については、下記ホームページをご覧ください。
<http://www.city.kawasaki.jp/30/30suisi/home/dojou/dojou.htm>

問い合わせ：環境局環境対策課 TEL 200-2528

第1回 UNEPアジア・太平洋エコタウンプロジェクト川崎研修会の開催

9月26日から10月2日にかけて、川崎市産業振興会館を会場として、国際連合環境計画(UNEP)主催の「UNEPアジア・太平洋エコタウンプロジェクト川崎研修会」が開催されました。

UNEPは、アジア・太平洋地域の自治体を対象に国際エコタウンプロジェクトを実施していて、川崎市もこのプロジェクトに協力しています。この研修会では、都市と産業の共生に向けて、川崎が学んだ経験を紹介し、アジア・太平洋地域の自治体エコタウン開発を行う際の戦略・指針作成に活かすためのプログラムを実施しました。



問い合わせ：環境局国際環境施策推進担当 TEL 200-2169

平成17年度地盤沈下調査結果

公害としての地盤沈下は、地下水の過剰揚水によって地下水位が低下し、それが地層の圧密収縮現象をもたらすことによって生じる沈下を対象としております。

一般に、その進行が緩慢で発見が遅れやすく、復元が不可能であるという特徴があるため、早期発見と未然防止が重要となります。

精密水準調査

平成17年度は、市内約292箇所(有効水準点191箇所)に設置してある水準点の標高を測定しました。前年と比較して、沈下131点(69%)、隆起59点(31%)、変動なし1点(1%)でした。最大沈下は、高津区向ヶ丘1-3に設置してある水準点で1.07cmの沈下でした。2cm以上の沈下を示した水準点は0点でした。

主要水準点における測量開始時から累積した変動は右グラフのとおりです。

地下水位

地下水位は、市内9箇所において観測用井戸を設け、地下水位等の常時監視を行っています。地下水位の変動を経年的にみると、設置当初、-30~-20mだった水位が、昭和40年頃から上昇し始め、おおよそ昭和50年頃からは、ほぼ現在の-5m前後の水位を維持しています。

地下水揚水量

地下水揚水量は、多摩区の生田浄水場で本市の地下水全揚水量の9割以上を、上水道及び工業用水道水源として揚水しています。一般事業所の揚水量の経年推移は、昭和40年以降大幅に減少しています。

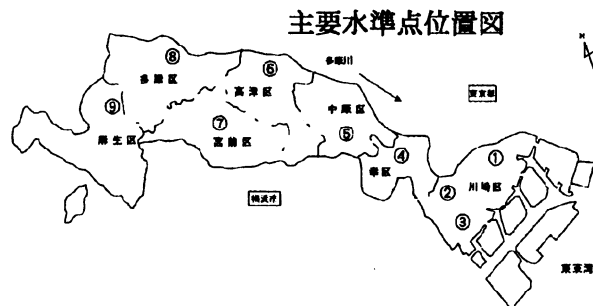
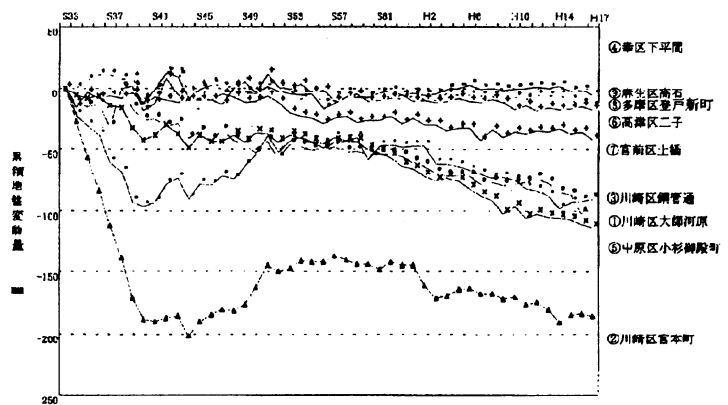
平成17年度の揚水量に関しては、149,454m³/日で前年より若干増加しています。

なお、詳細は、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30suisi/home/jiban/jiban.htm>

問い合わせ：環境局公害部環境対策課 TEL 200-2522

主要水準点における累積地盤変動量の経年推移



平成18年度 光化学スモッグ注意報等の発令状況(結果)

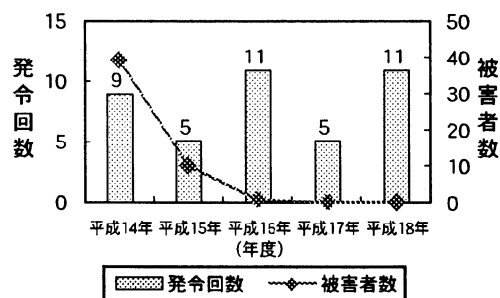
光化学公害の監視体制をとった4月1日から10月31日までに、光化学スモッグ注意報(発令基準:0.12ppm以上)は11回発令されました(初回:6月1日、11回目:9月5日)。

今年度は光化学スモッグによると思われる健康被害は昨年に引き続き、ありませんでした。

なお、今年度の発令状況は以下のホームページで確認できます。
<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansic/home/html/ox18.htm>

問い合わせ 環境局環境対策課
 TEL 200-2516 FAX 200-3922

◇ 光化学スモッグ注意報 発令回数の推移(過去5年間)



大気中のアスベスト濃度

本市では、昭和60年より環境大気中のアスベスト濃度の調査を行っています。本年度も昨年度に引き続き8月に表の8カ所で環境濃度調査を行いました。

アスベスト濃度は、多少のばらつきはあるものの、世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリアと比べて十分低いものでした。

参考:世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリアにおいて、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1~10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」と記載されています。

問い合わせ 環境局環境対策課
 TEL 200-2516 FAX 200-3922

測定場所	平成18年度夏季	平成17年度
川崎区(田島町)	0.05~0.09	0.13~0.47
幸区(戸手本町)	0.05~0.10	0.12~0.48
中原区(小杉町)	ND~0.05	0.10~0.50
高津区(溝口)	0.05~0.10	0.14~0.54
宮前区(宮前平)	0.05~0.10	0.04~0.68
多摩区(登戸)	0.05	0.19~0.59
麻生区(百合ヶ丘)	ND~0.05	0.09~0.66
沿道(池上)	ND~0.05	0.10~0.66

単位:本/L(1Lの空気中のアスベスト繊維の本数)
 ND:検出下限未満の値

早野聖地公園内ため池の水生生物調査レポート

平成18年6月15日・16日に麻生区の早野聖地公園内にある7つの池及び5つの水路の水生生物調査を実施しました。

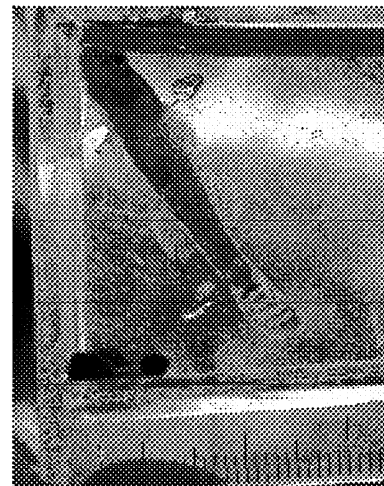
魚類は下谷池で数多くのギンブナ、モツゴ、メダカ、ドジョウ、他の5つの池及び3つの水路でハゼ科のトウヨシノボリ、上池上流水路でホトケドジョウが確認されました。また、特定外来生物に指定されているオオクチバス、ブルーギルが下谷池を除く6つの池で確認されました。

底生生物はヨシ群落など自然環境が残る下谷池及び5つの水路で、種類、量とも多く確認され、他の池と比べ生物の多様性が高い傾向がみられました。また、公園全体を見ても、市内の他の河川・水路と比べ、生物の多様性が高い傾向が確認されました。

早野聖地公園は特定外来種が生息しているものの、市内でも貴重な谷戸環境が存在する場所であり、昔ながらの生態系が維持されています。



龍ヶ谷池



トウヨシノボリ

問い合わせ 環境局環境対策課 TEL 200-2520 FAX 200-3922

環境にやさしい建築物を評価・公表する制度が始まりました

市は「公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づいて、平成18年10月1日から「建築物環境配慮制度」を実施しています。

この制度は、建築主に対して環境配慮への自主的な取組を促し、環境への負荷の低減を図ることを目的としています。大規模な建築物の新築などの際に、環境性能や環境負荷についてどのように配慮がなされているか、ということを経営者が評価し、その結果を市が公表します。

公表された建築物の環境配慮への取組の概要はホームページをご覧ください。

また、制度の対象になった分譲共同住宅（いわゆる分譲マンション）については、販売を目的とした広告に、環境性能の五段階評価を★印で示したマークが表示されます。

この制度に連携し、この表示のある分譲共同住宅を購入する際に、★の数に応じて金利の優遇が受けられる住宅ローンの取扱いが一部金融機関で開始されました。

このような、制度のしくみによって、環境にやさしい建築物が普及し、さらに、地球温暖化防止対策などに貢献することを期待しています。

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/casbee/casbee.htm>



問い合わせ 環境局環境評価室 TEL 200-2158 FAX 200-3921

環境局事業概要(公害編)のダイジェスト版を配布しています

環境局公害部では、その業務（大気汚染対策、水質汚濁対策、化学物質対策等）について、毎年、事業概要（公害編）を作成しています。この内容を少しでも市民の方々に理解していただくために、各業務の特徴を事業概要（公害編）から抜粋して掲載したダイジェスト版「よりよい環境をめざして—地域環境対策から地球環境保全への取組—」を、今年度初めて作成しました。市役所第三庁舎10階公害部企画指導課の他、各区の区役所、図書館、市民館で無料配布しています。

なお、事業概要（公害編）及びそのダイジェスト版は、下記ホームページにも掲出しています。

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30sidou/home/kougaitop/kougaitop.htm>



問い合わせ 環境局企画指導課 TEL 200-2398,2544

川崎港の生物相調査始まる（速報）

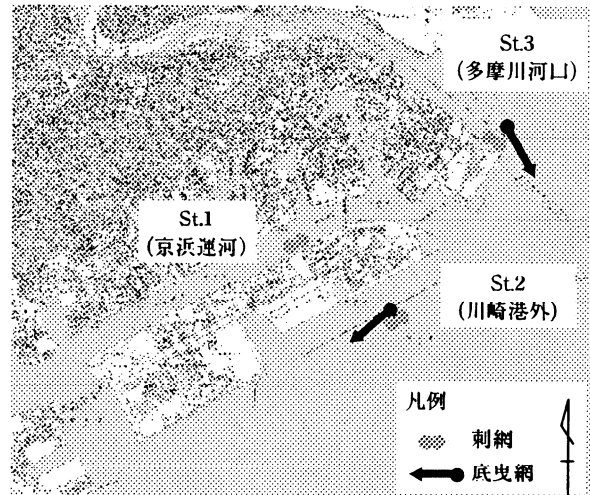
この生物相調査は、平成18年度から5カ年を掛けて行うもので、今年度は平成18年5月（春季）及び12月（冬季）の2回、多摩川河口、京浜運河及び川崎港外（防波堤外）の3地点について、底曳網と刺網を使った魚介類の調査を実施しました。

春季調査では16種類の魚類が確認でき、シロクチ（126匹）が一番多く、続いてハタタテヌメリ（9匹）でした。わずかながらドチザメ、マルアジ、メイタガレイも確認できました。冬季は春季に比べ採取した魚の種類数、個体数も多く、23種類が確認され、テンジクダイ（177匹）、コノシロ（60匹）、ハタタテヌメリ（29匹）が多く獲れました。わずかながらシマイサキ、ニベ、クサフグなども確認できました。また、魚類以外では、スナヒトデが一番多く、続いてイッカククモガニ、シャコとなっていました。わずかにクルマエビ科のサルエビ、コウイカ科のヒメコウイカが確認されています。

東京湾の水質は一時よりは良くなっていますが、近年はなかなか改善が進んでいません。みんなで力を合わせ、もっと多くの生物が棲むことができる豊かな海にしましょう。



ツバメノコノシロ シマイサキ



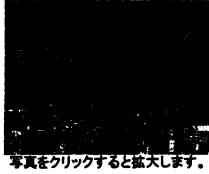
調査地点図

問い合わせ 環境局環境対策課 TEL 200-2520

公害部のページによるこそ

川崎市環境局公害部

川崎市庁舎からの景色



写真をクリックすると拡大します。

公害部では、従来の公害問題(大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染・地盤沈下)に加え、ダイオキシン類対策など新たな環境問題にも取り組んでいます。詳細については以下の項目を御覧ください。

現在の大気状況

公害部の組織

新着情報 NEW

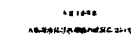
>過去の新着情報一覧

- 月間水質調査結果(11月分)を更新しました。(平成19年12月26日)
- 平成19年度川崎市「化学物質と環境」セミナーの開催結果を掲載しました。(平成19年12月21日)
- 「第13回(平成19年度第1回)川崎市化学物質に関するリスクコミュニケーションを進める会」の会合結果を掲載しました。(平成19年12月21日)
- 公害監視センターの11月分のデータを更新しました。(平成19年12月20日)
- 市の条例に基づく土壌調査等の結果を更新しました。(平成19年12月13日)
- 八都府市首脳会議環境問題対策委員会水質改善専門部会作成 普及啓発資料「きれいな東京湾を目指して」を掲載しました。(平成19年10月9日)

資料



平成19年度環境局事業概要(公害編)



平成18年度大気環境及び水環境の状況について

項目別情報

➡大気汚染対策

市内の二酸化窒素等による大気汚染状況や大気汚染に対する本市の施策に関する情報です。

➡騒音・振動

騒音・振動苦情の発生件数の推移やその対策についての情報です。

➡地盤

地盤沈下とその対策についての情報です。

➡化学物質関連

化学物質の環境濃度の状況、市内の排出量、川崎市の取組などの情報です。(PRTR法、リスクコミュニケーション、未規制化学物質、ダイオキシン、有害大気汚染物質、条例による適正管理の推進)

➡公害監視センター

大気汚染及び水質汚濁の常時監視結果等の情報です。

➡事業者の方へお知らせ

条例や法律の条文や、届出様式集、公害防止のための融資制度等についての情報です。
かわさきエコドライブ宣言への登録はこちら

➡水環境対策

市内の河川等の汚染状況、生き物調査結果などについての情報です。

➡土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定などについての情報です。

➡交通環境対策

自動車・鉄道・航空機による大気汚染・騒音・振動の対策についての情報です。

➡環境行動事業所

本市では環境への配慮が優れている事業所を認定する制度を運用しています。現在認定中の事業所等の情報です。

➡公害研究所

公害研究所で行っている大気汚染、水質汚濁、騒音・振動及び廃棄物に関する調査研究結果についての情報です。

➡関連リンク

川崎市の地球温暖化対策/建築物配慮制度(CASBEE川崎)/国際環境施策(UNEP連携)/川崎市の環境教育

このページに関する問い合わせは、環境局公害部企画指導課まで
電話:044-200-2506 FAX:044-200-3922

川崎市トップページ>公害部のページによるこそ

水環境情報

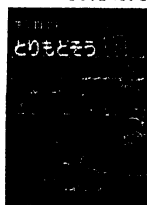
トピックス

- 川崎港の生物相調査の速報です。(2007.1)
- 小冊子「多摩川河口干潟の生物と底質」を作成しました。(2006.5)

お知らせ

- 月間水質調査結果…河川および海域の水質調査結果
- 水質事故について…市内の事故概要、水質事故を発見したら
- 水のごとの基礎知識
- コイヘルペスウイルス病について
- 平成16年度親水施設調査結果…ホトケドジョウが確認されました！

資料・出版物



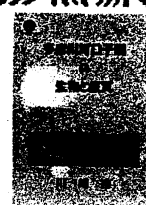
生活排水対策 とりもどそう清流



多摩川河口干潟の生きもの



川の生きもの(市内河川の生きもの)



多摩川河口干潟の生物と底質

お問い合わせ

其他のご案内はありません。

リンク

- 川崎市公害研究所トップページ
川崎市公害研究所のホームページで、業務概要の紹介や環境教育に関するイベントのご案内などを行っています。
- 環境省
- 国土交通省
京浜河川事務所
水文水質データベース
(多摩川本川、鶴見川本川ほかのデータが見られます。)
- 東京湾岸自治体環境保全会議

このホームページについてのお問い合わせは…
川崎市環境局公害部環境対策課 水質担当まで
電話:044-200-2520

→公害部のトップページへもどる

川崎市の土壌汚染対策

[土壌汚染対策トップ](#)

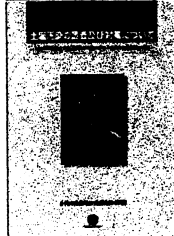
[土壌汚染対策法](#)

[川崎市の条例](#)

[浄化施設認定要綱](#)

[よくある質問](#)

パンフレット



[土壌汚染の調査及び対策について\(PDF,175KB\)](#)

[公害部のページ](#)

[市役所のトップページ](#)

近年、工場跡地の再開発、売却時などの土壌汚染調査の実施が進むにつれ、工場跡地や市街地などで土壌汚染が明らかになるケースが増えています。

川崎市では「土壌汚染対策法」及び「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に基づき、土壌汚染対策に関する事業者等への指導や助言を行っています。

New新着情報

- [市の条例に基づく土壌調査等の結果の一覧表を更新しました。\(平成19年12月20日\)](#)
- [「土壌調査猶予や調査の一部の免除について」のページを新設しました。\(平成19年11月8日\)](#)

土壌汚染対策法

土壌汚染対策法に基づく指定区域等を掲載しています。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

市の条例に基づく土壌調査等の結果等について掲載しています。

川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する要綱

要綱に基づく汚染土壌浄化施設の認定状況等について掲載しています。

よくある質問

Q&Aを掲載しています。






川崎市環境局公害部環境対策課 土壌担当
住所: 川崎市川崎区宮本町1番地(川崎市役所第3庁舎10階)
電話: 044-200-2534, 2528 FAX: 044-200-3922

ようこそ地盤情報のページへ

川崎市内における地盤沈下の概要、地盤の高さ、地下水の揚水に関する情報を紹介いたします。

○新着情報

- ・「地盤沈下と地下水(地下水の揚水規制)」(PDFファイル)をアップしました。
- ・標高の経年成果を載せました。【平成15年1月1日～】
- ・「市内の標高」を(平成19年1月1日)成果に改正しました。
- ・地下水の揚水(汲み上げ)に関する許可制の導入についてのお知らせ (環境情報NO.416)

	川崎市の地盤沈下 地盤沈下に関する調査(水準測量, 地下水位)の内容及び結果をグラフ等で見るすることができます。
	市内の標高 (観測基準日 平成19年1月1日) 川崎市水準基標の標高を見ることができます。
	市内における地下水の揚水に関する規制について 「地盤沈下と地下水(地下水の揚水規制)」をPDFファイルで見ることができます。
	閲覧図書の紹介 川崎市の地盤情報に関する閲覧図書を御紹介いたします。
	公表資料 公表資料を公開いたします。

問い合わせ先

環境局公害部環境対策課地盤環境担当
電話: 044(200)2522

[公害部トップページへ](#)